

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月16日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

特A重油 10,000 リットルの契約

2 履行(納品)場所

栄第一水再生センターほか1か所

3 契約日

令和8年4月10日

4 履行日又は履行期間

令和8年4月24日まで

5 契約金額

¥1,936,000.- (概算)

6 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県石油業協同組合  
横浜市中区万代町3-5-3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本市の下水道施設は、降雨時において、燃料(特A重油)を使用する発電機やエンジン直結型ポンプにより排水機能を確保しており、これらはいずれも燃料の安定的な供給を前提とした重要な設備です。

燃料の供給が滞った場合には、降雨時の排水機能が低下し、状況によっては浸水被害の発生や、市民生活および公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあります。

中東情勢の影響により原油の供給状況が逼迫しており、国内において燃料油の調達に困難な状況となっており、現在、栄第一水再生センターほか1か所において、既契約では燃料の調達ができない状況となったため、緊急で調達を行うものです。

8 契約の相手方の選定理由

現状の調達条件を整理した上で燃料の供給が可能であると回答のあった事業者であ

るため。

9 所管課

下水道河川局施設管理課